

序 飯山らしい風景づくりを目指して

1. 景観計画策定の目的、ねらい

(1) 計画策定の背景

飯山市では、これまで「全市公園化構想」を掲げ、「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」による沿道景観の保全や「飯山市景観形成基本計画」の策定により、シンポジウムや景観賞などの普及啓発、花づくりや住民協定による仲間づくりを中心に、風景に対する意識を高める取り組みを進めてきました。

また、長野県では、飯山市を含む近隣7市町村を「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域」として指定し、平成16年には、景観に関する総合的な法律である「景観法」が国で制定されたことにより、この重点地域の景観育成計画を定めました。これにより、飯山市全域が地域区分され、建築物や工作物などの行為の制限（基準）などが設けられるなど、風景づくりに関する取り組みに一定の成果を挙げてきました。

一方、近年では北陸新幹線の開業に向け、市街地を中心にまちの様子が徐々に様変わりしていることや、良好なふるさとの原風景が残る農村では集落機能の維持が大きな課題となり、新たなまちづくりや地域づくりの必要性が高まってきました。

特に、平成27年春には北陸新幹線飯山駅が開業という最大のチャンスがめぐってきます。飯山市第5次総合計画では「自然と共生する豊かな暮らし」を掲げ、市民一人ひとりが郷土への愛着と自然、風土、文化など豊かな資源から価値を創造するとともに、信越自然郷の広域的なネットワークを通じ、国内外にその価値観を発信し、「訪れたいまち、住み続けたいまち」をつくっていくために、飯山らしい魅力ある風景づくりがより一層求められています。

このような背景のもと、より飯山市の目標と課題に対応した総合的な風景づくりを進めるため、飯山市景観計画を策定することとしました。

(2) 目的とねらい

飯山市景観計画は、これまで個々に取り組んできた風景づくりの取り組みから、拡がりを重点に置き、良好な風景づくりに関する基本的な考え方や方針及び基準、取り組みのあり方などを明らかにし、市民・事業者・行政の協働による良好な風景づくりの実現を図ることを目的とします。

景観計画のねらいとしては、飯山らしい良好な風景づくりの目指す方向について明らかにし、これらを市民・事業者・行政の間で共有化を進めます。また、良好な風景を市民共通の価値として再認識し、更に活かしていくことへの意識を高め、市民・事業者・行政の協働による良好な風景づくりに関する取り組みを促します。

景観法に基づく景観計画は、景観条例を定めることにより、これまで本市が独自に取り組んできた風景づくりの施策とともに実効性を高めることができます。

2. 景観計画の位置づけ

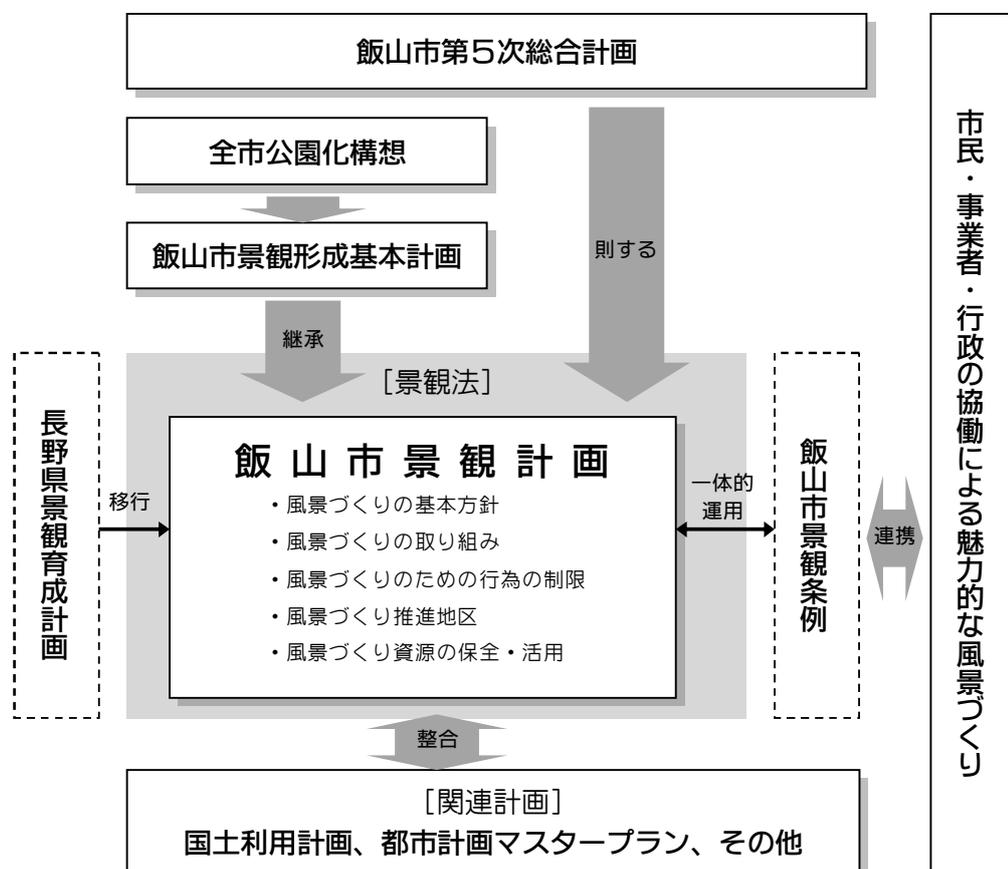
(1) 景観計画の位置づけ

飯山市景観計画は、景観法に基づく法定計画で、景観法を活用するための法定事項と独自事項を組み合わせることで策定するものです。また、飯山市第5次総合計画（平成25年度～平成34年度）に則し、全市公園化構想、飯山市景観形成基本計画を継承し、「訪れたいまち 住み続けたいまち」を実現するために、必要な風景づくりに関する総合的な方策を示したものとして位置づけるものです。

この計画は、これまでの取り組みや新たな風景づくりの施策に法的根拠を持たせ、今後の市民の意向や社会・経済状況の変化を踏まえ、運用を通じて内容を見直し・充実させていく発展型の計画としていくものです。

なお、風景づくりは、景観法に基づく景観計画や条例だけでなく、関連する様々な法律や、都市計画マスタープランなどの行政計画と連携を図り、市民・事業者の方々の参画と協力を得ながら総合的かつ計画的に推進していきます。

図一 景観計画の位置づけ



(2) 景観形成と風景づくり

飯山市の風景づくりの施策において、これまで「景観形成」を「風景づくり」という言葉に置き換えて表現してきました。「風景」と「景観」という言葉は、「けいき」、「ながめ」といった似た意味を持つ言葉として一般的に扱われますが、「風景」には「その場の情景」といった、人の営みが映し出されたものという意味も含まれています。

飯山市は、人工的で客観的な要素が大きい都市景観より、山並みや田園などの自然景観を対象として、人の営みやその関係性も含めた風土と歴史や文化の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものであります。

上記のことを鑑み、飯山市景観計画では、「景観形成」という表現を「風景づくり」に置き換えて計画を策定しています。

(3) 景観計画の点検・見直し

本計画を実践していく過程で、計画内容を確実に推進するためには、進捗状況を常に確認するとともに、事業の効果を明らかにし、市民等と行政とが情報の共有を図ることが必要です。そのためには、市民等に対して風景づくりの施策の達成状況を常に公開し、必要に応じ市民等及び景観審議会の意見を聴取しながら計画内容の点検、見直しを行います。

